

日本高血圧学会・日本循環器病予防学会認定
高血圧・循環器病療養指導士制度の認定更新に関する細則

I. 高血圧・循環器病予防療養指導士の認定更新をしようとする者は次の書類を最終年度（5年目）の3月31日までに高血圧・循環器病予防療養指導士認定委員会に提出するものとする。

1. 更新申請条件

- ①受験を申請した際の資格を保持していること。
- ②5年間継続してどちらかの学会会員であること。
- ③年会費の未納がないこと。
- ④更新認定料 10,000 円を納入すること。（郵便振替用紙を事務局に請求）
- ⑤高血圧・循環器病予防療養指導士認定から更新申請時までに、カリキュラムのA群・B群・C群の各群より10単位以上合計30 単位以上取得した認定単位手帳を送付すること。
※その他認定単位手帳に記載した以外の取得した単位については別途申請書に添付のこと。
- ⑥申請時より過去5年の間に、日本高血圧学会総会・日本高血圧学会臨床高血圧フォーラム・日本循環器病予防学会学術集会のいずれかに2回以上の出席があること。
※参加証のコピーを添付
- ⑦認定から最終年度の3月31日までに指導例記録、指導実績報告などに関する書類を提出。
提出書類の詳細は決定次第ホームページにて公開する。

2. 高血圧・循環器病予防療養指導士認定更新申請書

3. 保有資格の免許証、認定証などの写し

* 更新申請の時点で、カリキュラムの単位数がA群・B群・C群の各群より10単位以上合計30単位 以上に満たない場合、あるいは資格認定日より過去5年間に、日本高血圧学会総会・日本高血圧学会臨床高血圧フォーラム・日本循環器病予防学会学術集会のいずれかに2回以上出席が出来ていない場合は、不足単位に関する取得見込みの予定表、あるいは日本高血圧学会臨床高血圧フォーラム・日本循環器病予防学会学術集会の参加予定を記載したものを付して更新申請書を提出することができる。但し、最終年度（5年目）の最終日（8月31日）までにその単位を取得したことを証明する資料を提出しなければならない。

II. 認定更新に必要な5年間に取得すべき総単位数はカリキュラムの単位数がA群・B群・C群の各群より10単位以

上合計30単位以上とし、取得単位は次の更新期間への繰り越しは認めないものとする。

- Ⅲ. 高血圧・循環器病予防療養指導士を受けてから更新までの5年間で取得した単位が、所定の単位数に満たない場合は、高血圧・循環器病予防療養指導士資格更新の保留を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。保留期間は1年間とし、保留期間中は、日本高血圧学会・日本循環器病予防学会認定、高血圧・循環器病予防療養指導士を呼称することはできない。保留期間終了後は、高血圧・循環器病予防療養指導士更新の申請をすることはできない。但し、出産、育児、長期の病 気療養や研究のための海外留学等、止むを得ない事情の場合は、それを証明する書類を添付して延長を申請することができる。
- 但し、保留期間の延長は最長3年までとする。

認定更新に必要な単位および指導例記録、指導例報告などに関する書類は資格認定から最終年3月31日までのものとする。

2016年9月1日施行

2016年10月11日一部改訂